

6 労働時間

(1) 所定労働時間

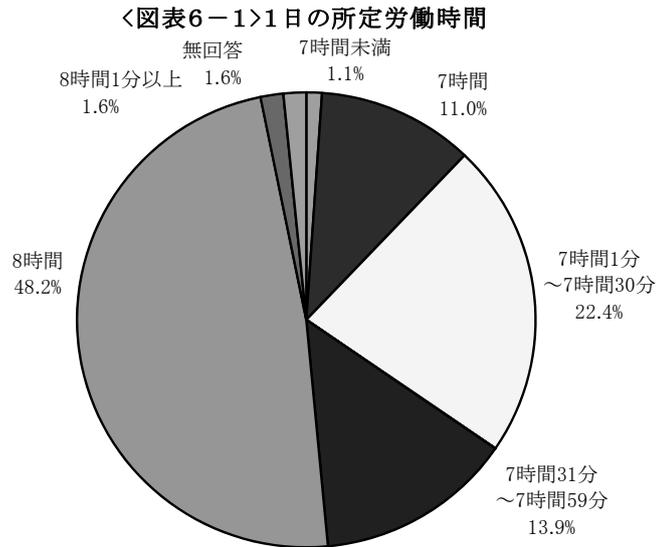
ア 1日の所定労働時間（集計表 第6表-①）

1日の所定労働時間の平均は、7時間44分となった。

分布をみると、「8時間」が48.2%を占め、次いで「7時間1分～7時間30分」が22.4%となっている。

産業別にみると、「情報通信業」と「金融業、保険業」（7時間34分）が最も短くなっている。

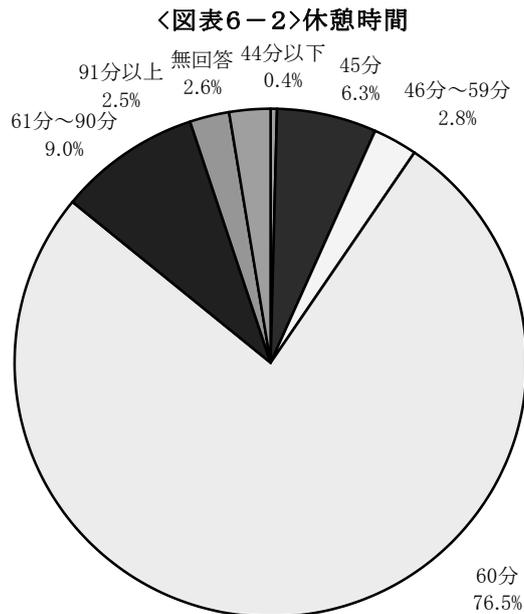
一方、最も長いのは、「宿泊業、飲食サービス業」で7時間58分であり、次いで「医療、福祉」の7時間54分となっている。



イ 休憩時間（集計表 第6表-②）

休憩時間の平均は、62分となった。

分布をみると、休憩時間を「60分」とする企業が全体の76.5%を占めている。



ウ 週所定労働時間（集計表 第6表-③）

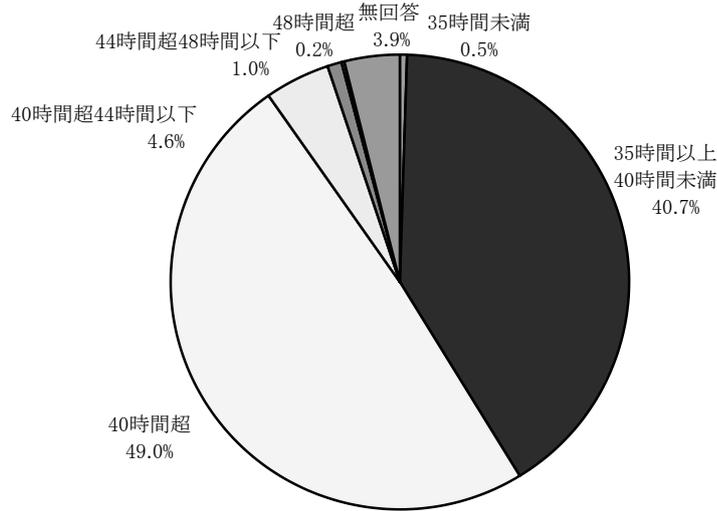
週所定労働時間の平均は、39時間7分となった。

分布をみると、「40時間」が49.0%を占め、次いで「40時間未満」が41.2%となっている。

産業別にみると、「金融業、保険業」が37時間33分で最も短く、次いで「情報通信業」の37時間55分となっている。

一方、最も長いのは「宿泊業、飲食サービス業」の41時間31分であり、次いで「医療、福祉」の39時間53分となっている。

〈図表6-3〉週所定労働時間



エ 年間所定労働時間（集計表 第6表-④）

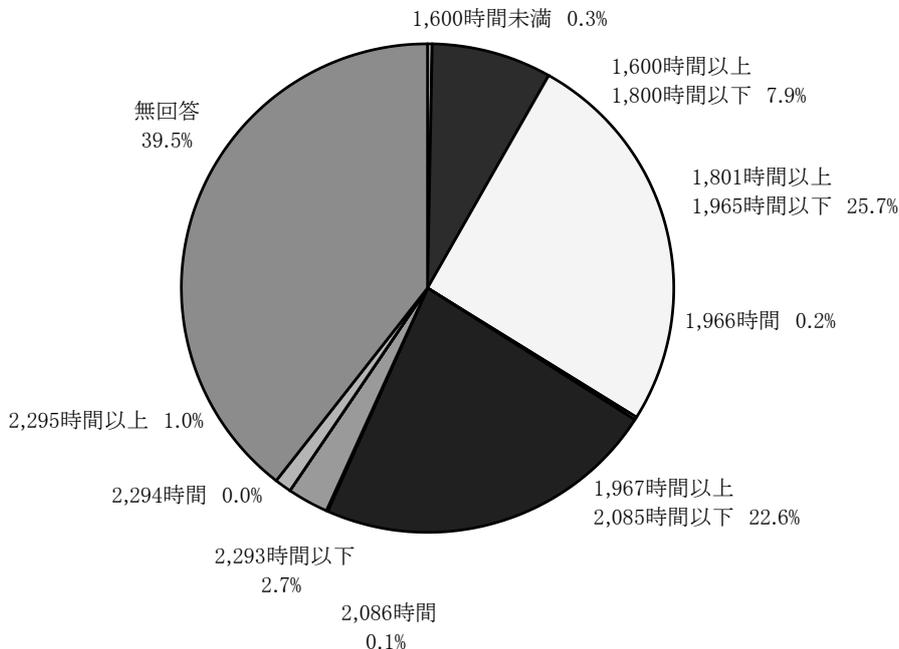
年間所定労働時間の平均は、1,950時間となった。

産業別にみると、「情報通信業」が1,849時間で最も短く、次いで「金融業、保険業」の1,874時間となっている。

一方、最も長いのは「宿泊業、飲食サービス業」の2,111時間であり、次いで「医療、福祉」の2,016時間となっている。

なお、集計企業のうち、年間所定労働時間を就業規則等で決めている企業は47.8%であった。

〈図表6-4〉年間所定労働時間



(2) 7月の月間実労働時間

ア 7月の実労働日数（集計表 第6表-⑤）

7月の実労働日数の平均は、男性が22.0日、女性は21.7日であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「金融業、保険業」の21.2日で、最も多いのは「宿泊業、飲食サービス業」の23.9日となっている。

女性では、最も少ないのが「金融業、保険業」の20.9日で、最も多いのが「宿泊業、飲食サービス業」の23.2日となっている。

イ 7月の所定内実労働時間（集計表 第6表-⑥⑦）

7月の所定内実労働時間の平均は、男性が168時間29分、女性が166時間3分であった。

産業別にみると、男性では、最も少ないのが「金融業、保険業」の161時間31分で、最も多いのは「宿泊業、飲食サービス業」の185時間8分となっている。

女性では、最も少ないのが「金融業、保険業」の157時間48分で、最も多いのが「宿泊業、飲食サービス業」の179時間55分となっている。

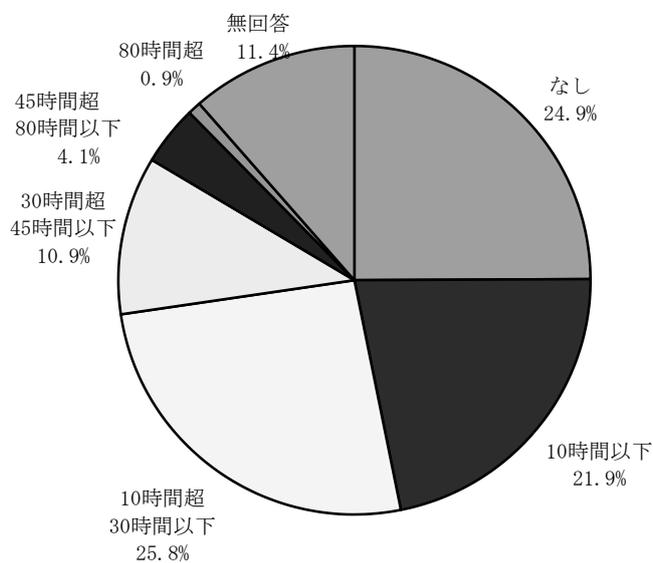
ウ 7月の所定外実労働時間（集計表 第6表-⑧⑨）

7月の所定外実労働時間の平均は、男性で15時間11分、女性で8時間27分であった。

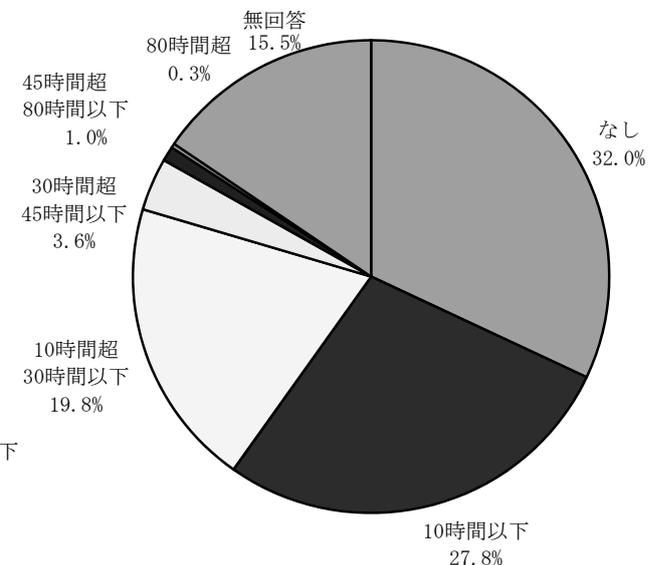
産業別にみると、男性では、最も少ないのが「医療、福祉」の8時間53分で、最も多いのは「運輸業、郵便業」の26時間51分となっている。

女性では、最も少ないのが「卸売業、小売業」の5時間2分で、最も多いのが「不動産業、物品賃貸業」の13時間20分となっている。

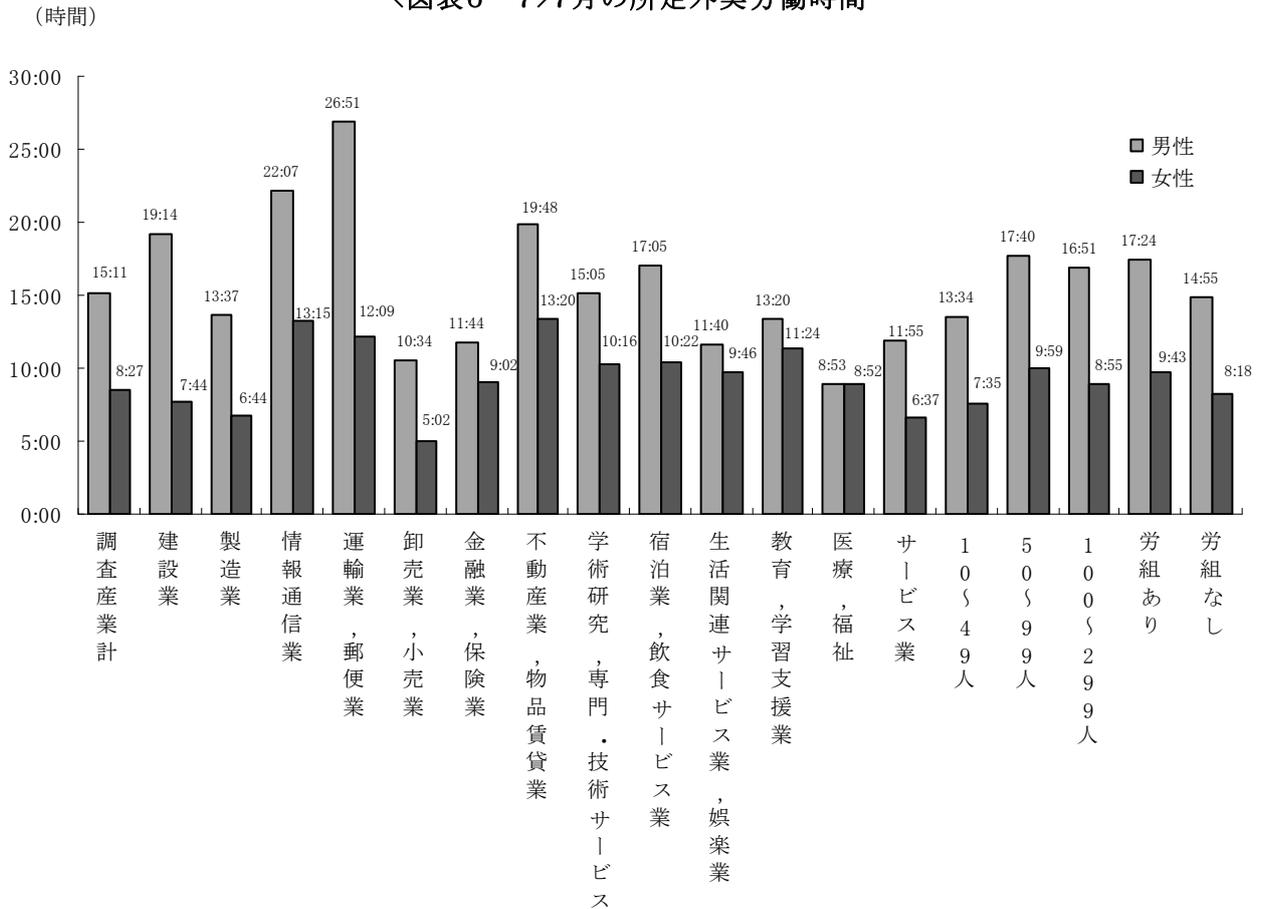
<図表6-5> 7月の所定外実労働時間（男性）



<図表6-6> 7月の所定外実労働時間（女性）



〈図表6-7〉7月の所定外実労働時間



(3) 変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況 (集計表 第6表-⑩)

企業に採用されている変形労働時間制を種別に見ると、「1年単位の変形労働時間制」が21.8%、「1か月単位の変形労働時間制」が17.0%、「フレックスタイム制」が9.6%となっている。

みなし労働時間制では、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用しているの企業は10.9%であった。

〈図表6-8〉変形労働時間制・みなし労働時間制の採用状況

制度の種別	集計企業数	制度あり
1か月単位の変形労働時間制	970(100.0%)	165(17.0%)
1年単位の変形労働時間制	970(100.0%)	211(21.8%)
1週間単位の非定型的変形労働時間制	970(100.0%)	17(1.8%)
フレックスタイム制	970(100.0%)	93(9.6%)
事業場外労働のみなし労働時間制	970(100.0%)	106(10.9%)
専門業務型裁量労働制	970(100.0%)	49(5.1%)
企画業務型裁量労働制	970(100.0%)	21(2.2%)